

多摩地域における都市計画道路の整備方針 (第三次事業化計画) (案)

概要版



平成18年2月

東京都・28市町

(28市町)

八王子市・立川市・武蔵野市・三鷹市・青梅市・府中市・昭島市・調布市・町田市・小金井市・小平市・日野市・東村山市・国分寺市・国立市・福生市・狛江市・東大和市・清瀬市・東久留米市・武蔵村山市・多摩市・稲城市・羽村市・あきる野市・西東京市・瑞穂町・日の出町

「多摩地域における都市計画道路の整備方針」の検討にあたって

東京都では、これまで、多摩地域における都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、おおむね10年間で優先的に整備すべき路線を定めた事業化計画を、過去二度(平成元年12月、平成8年3月)にわたり策定し、事業の推進に努めてきました。

しかしながら、都市計画道路はいまだ5割しか完成していないなど、道路ネットワークの形成が不十分な状況にあるため、依然として慢性的な交通渋滞などが生じており、市民生活や経済活動に多大な影響を与えています。

こうした中、現行の第二次事業化計画(平成8年度～平成17年度)の期間満了を受け、それまでの社会状況等の変化も踏まえ、魅力と活力あふれる多摩の実現を目指し、東京都と28市町は共同で、第三次事業化計画を柱とする、「多摩地域における都市計画道路の整備方針」の策定に取り組むこととしました。

多摩地域における今後の道路整備の4つの基本目標

都市計画道路の整備の現状や道路整備を取り巻く社会状況等、多摩地域の目指す将来の都市像から、多摩地域における今後の道路整備の基本目標を設定しました。

多摩地域における今後の道路整備の4つの基本目標

- (活 力) 自立と連携・交流の都市づくり
- (安 全) 安全で安心できるまちの実現
- (環 境) 快適な環境の創出
- (暮らし) 質の高い生活の実現

「多摩地域における都市計画道路の整備方針」の主な内容

都市計画道路の必要性の確認

未着手の都市計画道路を対象として、4つの基本目標に基づき、必要性の確認を行いました。その結果、検討が必要と思われる「要検討路線(区間)」を1路線(区間)を抽出しました。また、「特別の事由」に該当する路線(区間)を「要検討路線(区間)」として9路線(区間)を抽出しました。

第三次事業化計画(優先整備路線の選定)

「必要性の確認」において、必要性が確認された都市計画道路のうち、今後10年間(平成18～27年度)で優先的に整備すべき路線を4つの基本目標に基づき選定しました。

都市計画法第53条に基づく「都市計画道路区域内における建築制限の緩和」

都市計画法第53条に基づく都市計画道路区域内における建築制限緩和の基準を設けます。

多摩の地域特性を踏まえた新たな道路整備のあり方の提案

多摩の地域特性を踏まえ、みどり豊かで良好な都市空間の創出に資する環境軸の形成や、近隣県を結ぶ新たな道路ネットワークの形成に向けた都県境を越えた道路網の拡充について、提案しています。

都市計画道路の必要性の確認

未着手の都市計画道路を対象として、4つの基本目標を踏まえ設定した「交通処理機能の確保」や「防災性の向上」などの評価の基準に照らし、評価を行った結果、検討が必要と思われる路線（以下、要検討路線（区間）という。）として1路線（区間）を抽出しました。

また、「特別の事由」により、計画線や構造等の検討が必要なものがあることから、こうした「特別の事由」に該当する路線（区間）について要検討路線（区間）として、9路線（区間）を抽出しました。

これらについては、今後、代替機能の有無やまちづくりなどの観点から検討を行い、その上で、線形や幅員、構造等の変更など、見直しについて検討していきます。

- 「特別の事由」
- ㊦ 都市計画道路計画線上に文化財保護法の史跡に指定されている区域が存在し、かつ史跡との共存の検討が必要な路線
 - ㊧ 都県境において、隣接する他県の都市計画道路と計画が不整合となっている路線
 - ㊨ 高速道路の地下化にともない検討が必要な路線

要検討路線（区間）の概要（位置図）

(1) 評価の基準に照らし評価を行なった結果、要検討路線（区間）として抽出

調布3・4・30（調布3・4・11～調布3・5・12）

調布市深大寺地区には、深大寺や都内唯一の植物公園である神代植物公園があり、観光地として親しまれています。

こうした深大寺地区において、調布保谷線を軸とした「環境軸」の形成に向けて、風情ある街なみの保全やにぎわいの創出などを目指したまちづくりについて検討を行うとともに、こうした中で調布3・4・30の「あり方」についても検討をしていきます。



(2) 特別の事由により、要検討路線（区間）として抽出

特別の事由 ㊦

国分寺3・4・1
（国分寺3・4・11～国分寺3・4・14）



特別の事由 ㊧

（埼玉県側）東村山3・3・8



（神奈川県側）町田3・4・6、町田3・3・7



特別の事由 ㊨

外環ノ2、三鷹3・4・10
三鷹3・3・11
三鷹3・4・13支線1、2



「第三次事業化計画」優先整備路線

今後10年間(平成18年度から平成27年度)で優先的に整備すべき路線

評価項目による評価及び地域固有の課題に照らして選定した「優先整備路線」は以下の通りです。

